

事務連絡

令和5年4月6日

各 { 都道府県 }
 { 保健所設置市 } 衛生主管部（局） 御中
 { 特別区 }

厚生労働省医政局
医薬産業振興・医療情報企画課
（マスク等物資対策班）
厚生労働省健康局予防接種担当参事官室

新型コロナウイルスワクチンの追加接種体制整備に係る
医療用物資の配布について

今般、新型コロナウイルスワクチンの追加接種（令和5年春開始接種）が開始されることとされ、「今後の新型コロナワクチン接種について（その4）」（令和5年3月7日付け事務連絡）等において、都道府県及び市町村（特別区を含む。以下同じ。）が接種の実施体制の準備や確保を行うこととされています。

接種の実施体制の確保には、必要な物品の確保も必要となりますが、个人防护具（以下「PPE」という。）に関して、新型コロナウイルスワクチンの追加接種の円滑な実施に向け、下記のとおり配布を行うこととしましたので、お知らせします。

各都道府県及び市町村におかれては、新型コロナウイルスワクチンの追加接種体制を円滑に整備することができるよう、ご協力をお願いいたします。

【問い合わせ先】

（个人防护具の配布について）

照会先：マスク等物資対策班 配布担当

TEL：03-3595-3454

（その他体制整備全般について）

照会先：予防接種室

TEL：03-3595-3287

記

1. 配布する PPE について

- 筋肉注射のワクチン接種に当たっては、一般社団法人職業感染制御研究会のガイドライン¹（以下「ガイドライン」という。）において、事務職員を含めた接種会場担当者はマスクの着用を、接種者及び薬液調整・充填等準備者は、手袋の装着が推奨されている。また、救急措置としてエアロゾル発生手技を行う可能性もあることから、N95 等マスク、アイプロテクション、長袖ガウン等を救急セットとして用意しておくことも推奨されている。
- 必要物品の確保については、基本的には、各都道府県及び市町村等において行うこととしているが、ワクチン接種を円滑に実施するため、今般、配布を希望する都道府県及び市町村に対して、ガイドラインの内容に基づき、必要な PPE（サージカルマスク、N95 等マスク、アイソレーションガウン、フェイスシールド及び非滅菌手袋）の配布を実施することとした。
- また、各都道府県及び市町村における接種体制の整備に当たっては、ガイドラインの別添で示されている内容も踏まえられたい。
- なお、今回 PPE については配布を行うが、その他の必要物品の確保に関しては、引き続き、各都道府県及び市町村等において進められたい。医療用物資を含め必要物品の確保に当たっては、「今後の新型コロナワクチン接種について（その4）」（令和5年3月7日付け事務連絡）等に基づき、ワクチン接種体制確保事業に要する経費について国庫補助を行うこととしており、適宜活用すること。

2. PPE の配布スキームについて

(1) 配布先等の登録について

- 令和5年春開始接種では、新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化リスクが高い65歳以上の高齢者及び5歳以上の者のうち、基礎疾患を有する者その他重症化リスクが高いと医師が認めるものや、重症化リスクが高

¹ 令和3年4月一般社団法人職業感染制御研究会「予防接種（筋肉注射）における個人護具の使い方（改訂版）」

http://jrigoicp.umin.ac.jp/ppewg/im/ppeguide_imvaccine_v1.pdf

い方が集まる場所においてサービスを提供する医療機関や高齢者施設、障害者施設等の従事者が接種対象者とされており、これらの接種対象者向けの接種に関して配布を行う。

- 今般の PPE 配布は別添の考え方にに基づき配布数の上限を予め決定した上で、接種会場の確保を行う都道府県及び市町村に対して行う。また、配布予定数では不足が見込まれる自治体においては、都道府県備蓄も活用しながら、物資の確保を行うこと。なお、その際に、今までの国からの配布物資を使用することも可能である。
- 都道府県は、別紙の登録様式を用いて、管内市町村の物資の配布希望の有無や配布先情報等を集約し、厚生労働省マスク等物資対策班 (mask_ppe-ctr@mhlw.go.jp) 宛報告する。
- 別紙には、別添の考え方にに基づき厚生労働省において予め計算した各都道府県・各市町村の配布数が表示されるようになっている。この配布数は上限であるため、必要な数のみ報告いただいて差し支えないが、上限配布数と配布希望数の差分を次回以降の配布に繰り越すことはできない。
- 配送先を複数指定することも可能としているため、国から接種会場への直送を希望する場合は、接種会場ごとの必要情報を記載すること。また、別紙に、物資ごとの保管スペースの目安も記載しているので、必要な保管スペースが確保可能な配送先を選定すること。
- 別紙の登録様式による報告の期限は、以下のとおりとする。
令和5年4月21日(金) 〃
- 令和5年4月下旬以前に PPE の受け取りを希望する場合は、登録様式の締め切り(同年4月21日)の前に別途、個別で厚生労働省マスク等物資対策班 (mask_ppe-ctr@mhlw.go.jp) 宛にて受け付けることとする。

(2) 配送時期について

- 上記の配布スキームは、国から配布先への PPE 配布に 20 日程度を要することを前提としており、国からの配送について、令和5年5月上旬目途に実施し、遅くとも6月上旬に完了することを念頭に期限設定を行っている。

- また、上記にあるように、令和5年4月下旬以前に PPE の受け取りを希望する場合は、個別に受け付ける。

3. その他

(国配布の PPE の配分について)

- 都道府県倉庫・市町村倉庫への配送を希望する場合、国配布の PPE を接種会場で使用するに当たっては、市町村職員が接種会場に赴く機会に併せて持ち込む等の対応をされたい。

- ただし、例えば、人口が多い地域であって、接種会場が多数にのぼる場合などは、配送による物資配分が効率的な場合も想定される。国配布の PPE に係る自治体による配送等の費用については、令和2年7月31日付け事務連絡「医療用物資の備蓄体制の強化について」における取扱と同様、国の財政措置の対象となる。